

河川・海岸協力団体との意見交換会を開催

北陸地方整備局管内で活躍している河川・海岸協力団体にお集まり頂き、それぞれの団体の活動報告と、活動上の課題などに関して意見交換を行います。

また、他団体との交流により、今後の活動の活性化・促進を図ること、また、河川管理者と一層の連携・パートナーシップを深め、河川管理の充実を図ることを目的に開催するものです。

当日は、全21団体のうち、17団体の代表者が参加します。

- (1) 開催日時 : 平成29年12月15日(金) 13:00~15:30
- (2) 開催場所 : 北陸地方整備局 4階 共用会議室
(新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲町合同庁舎1号館)
- (3) 内 容 : 河川・海岸協力団体からの活動報告
各団体から活動状況について報告して頂きます。
意見交換
各団体の日頃の活動での課題等について意見交換を行います。

これまでに北陸管内では、河川協力団体が18団体(新潟県内:11団体、福島県内:2団体、長野県内:4団体、富山県内:1団体)、海岸協力団体が3団体(新潟県内:1団体、富山県内:1団体、石川県内:1団体)指定されています。



北陸建設振興会議NPO研究委員会
(信濃川・新潟県)



いかり
五十里海岸の環境を良くする会
しもにいかわ
(下新川海岸・富山県)

同時発表記者クラブ
新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
福島県政記者クラブ
長野市政記者クラブ
長野県庁会見場

問合せ先

国土交通省 北陸地方整備局

【河川協力団体に関すること】

河川部 河川管理課長 齋藤 充

河川保全専門官 山邊 満

電話 025-370-6769(課直通)

【海岸協力団体に関すること】

河川部 河川計画課長 秩父 宏太郎

河川計画課長補佐 大角 一浩

電話 025-280-8958(課直通)

河川協力団体制度について

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。 ※許可の簡素化等
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。
- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。



①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体制度のねらいは？

- ◆ 河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置付け、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

■河川協力団体に指定されると

◆許可等が簡素化されます

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認 ⇒ 河川法第20条
- ・ 土地の占用の許可 ⇒ 河川法第24条
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可 ⇒ 河川法第25条後段
- ・ 工作物の新築等の許可 ⇒ 河川法第26条第1項
- ・ 土地の掘削等の許可 ⇒ 河川法第27条第1項
- ・ 権利の譲渡の承認 ⇒ 河川法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 現状においては、河川法第24条、第26条の許可が必要になります



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

◆場合によっては委託を受けることが可能になります

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。

なお、委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【従前】

地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【現在】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備

魚道の改良

海岸協力団体の指定

「海岸協力団体」の創設

✓ 海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者 (都道府県等)

申請

指定

法人または団体 (NPO等)

自発的活動

海岸協力団体の活動のイメージ



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



海岸環境の維持
(清掃活動)



環境教育活動



調査研究

海岸法 第23条の4 (海岸協力団体の業務)

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

✓ 海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

海岸協力団体に指定されるには？

- 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができることとしています。